

年金  
だより

## 国民年金保険料免除等の申請

申・問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701  
健康保険課年金係 ☎801-5821

国民年金は、保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除や納付猶予の申請ができます。

免除申請は、『申請者本人・申請者の配偶者・世帯主』それぞれの前年中の所得に応じて審査されます。承認期間は「7月～翌年6月」となっており、**令和5年度の申請は7月から可能です。また、過去の期間は、申請日より2年1ヶ月前までさかのぼって申請ができます。**承認されると、老齢・障害基礎年金などの受給資格期間へ算入されますので、未納期間がある方は、お早めに手続きをしてください。

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例措置は、令和4年度分までの申請をもって終了。

ただし、過去期間(申請月の2年1ヶ月前から令和5年6月まで)は引き続き申請可能です。

手続きに必要なもの

- 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
- 失業された方は、『雇用保険被保険者離職票(写し)』『雇用保険受給資格通知(写し)』『雇用保険受給資格者証(写し)』など(※共済組合に加入されていた方は『退職辞令書(写し)』など)
- 災害に遭われた方は、『被災状況届』及び『罹災証明書(写し)』と、保険金などが支給される場合は『金額が確認できる証明書(写し)』

マイナポータルから国民年金保険料 免除・納付猶予の電子申請ができます。

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ( <https://www.nenkin.go.jp/> )でご確認ください。

※失業、または災害(被害額が財産の1/2以上)に遭われた方は、所得基準額以上に所得がある場合でも、特例免除(失業などがあった日の前月分から翌々年の6月分まで)を受けることができます。

※一部納付の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いになります。

※申請免除・納付猶予の承認を受けた場合でも、10年以内であれば納めることができます(追納制度)。ただし、承認を受けた年度末から2年を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。



消費者  
注意報

## ネット通販でのトラブル増加中、 注文は慎重に!

問 長与町消費生活相談窓口(☎883-1111)長崎県消費生活センター(☎824-0999)

スマホの普及により、いつでもどこでも利用できるネット通販の利用者は増え続けています。その手軽さから広告表示をよく確認しないまま安易に注文し、トラブルになるケースが後を絶ちません。**注文**ボタンをクリックする前にいま一度の確認が大切です。

### 相談事例

- スマホ広告で「初回限定」「お試し価格〇〇円」の格安商品を見つけ、初回お試しのつもりで化粧品などを注文したところ、次々に商品が送られてきて定期購入での契約と分かった。相手から解約なら通常料金を支払ってもらうと高額料金を請求された。
- 有名運動靴メーカーの公式サイトと思い、格安で販売されていたジョギングシューズを注文した。商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドの格安運動靴が送られてきた。メーカーに確認したところ模倣サイトと分かった。
- サイト広告で見つけた健康サプリを定期購入として注文したが、届いた商品の成分表を見たら合わないことが分かった。解約はできないと言われ、開封済みとして返品にも応じてくれない。

### 注意すべきポイント

- 「初回限定」「お試し」「格安」などの宣伝文句に目を奪われがちです。「定期購入」「定期コース」などの文字がないかサイト内をくまなく確認してください。また、有名メーカーをまねた、いわゆる模倣サイトが出回っており、格安商品には特に注意が必要です。
- トラブル回避のため、広告画面、申込画面などスクリーンショットで保存しておくとともに、相手に電話、ファックス、メールなどをした記録を残しておきましょう。
- 通信販売を行っている事業者はサイト上に「特定商取引法に基づく表示」として事業者の所在地や連絡先などを明記してあることが多いです。相手の事もよく調べた上で注文するようにしましょう。

☆ネットショッピングは「通信販売」にあたり、クーリング・オフの対象外です!

困ったときは、長与町消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターに相談してください。